

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センターと北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】販路拡大・海外展開 (P1~4)

- 平成29年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の公募開始 …… 経済産業局
- 平成29年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の公募開始 …… 経済産業局
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内 …… 北海道
- 「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用 …… 北海道

【2】融資 (P5~9)

- 北海道の中小企業者向け融資制度 …… 北海道
- 北海道の創業者向け融資制度【NEW】 …… 北海道
- 短期資金のご案内(北海道の融資制度) …… 北海道
- 北海道の融資制度における借換 …… 北海道
- 勤労者福祉資金のご案内 …… 北海道

【3】雇用の確保 (P10~11)

- 生涯現役起業支援助成金のご案内 …… 労働局
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内 …… 北海道

【4】人材育成 (P12~18)

- 4月~5月開講講座のご案内【更新】 …… 中小企業大学校旭川校
- 高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の平成29年度訓練生募集 …… 北海道
- 能力開発セミナー(4-6月開講予定)のご案内 …… 北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設 …… 労働局・北海道他

【5】イベント・セミナー (P19~20)

- IT導入で商売繁盛!「プラスITフェア」の開催~札幌は4月28日開催~【NEW】 …… 経済産業局
- HOPの成果等に関する説明会(道内12カ所)の開催 …… 開発局

【6】東京オリンピック・パラリンピック関連 (P21)

- 東京オリンピック・パラリンピック等を契機とする受注機会拡大に役立つサイトのご案内 …… 北海道

【7】その他 (P22~26)

- 平成29年度「地熱発電に対する理解促進事業費補助金の公募開始【NEW】 …… 経済産業局
- 「食・観光サービス分野の省エネ事例集」の作成【NEW】 …… 経済産業局
- 地域団体商標事例集2017の刊行~道内28件、全国598件の地域ブランドを掲載【NEW】 …… 経済産業局
- 平成29年度公共施設見学ツアーを催行する旅行会社の募集 …… 開発局
- 「空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業費補助金」の募集【NEW】 …… 北海道

平成 29 年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の公募を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の公募を開始しました。

※本事業は、国会での平成 29 年度予算成立が前提となります。

◆事業の目的

本事業は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

◆補助対象者

下請中小企業振興法(昭和 45 年法律第 145 号)第 2 条第 4 項に規定する下請事業者又はその共同体(任意グループ、事業協同組合)であって、以下の両方の要件を満たすものを対象とします。

1. 売上減少要件

申請の日を起算日として過去 2 年に事業所を閉鎖若しくは生産規模等を縮小した(以下「閉鎖等」という。)又は申請の日以降 1 年以内(親事業者から閉鎖等の通知があった場合は 3 年以内)に閉鎖等の予定のある事業者と直接又は間接に下請取引の関係にあり、閉鎖等後の年間の売上が前年比マイナス 10%以上の見込みであること。

2. 新分野進出要件

新分野(進出先)の事業に係る「売上高(又は売上総利益の額)」、「有形固定資産(土地を除く。)の額」、又は「従業員数」のいずれかの割合が、全体のおおむね 10%以上を占めることが見込まれること。

◆補助対象経費 事業費、販路開拓費、試作・開発費

◆補助率等 補助率:補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額:1 件あたり 500 万円(交付決定下限額:100 万円)

◆公募期間

受付開始:平成 29 年 1 月 26 日(木)

一次締切:平成 29 年 3 月 2 日(木)17:00 必着/二次締切:平成 29 年 5 月 31 日(水)17:00 必着

◆公募資料

公募資料等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20170126_2/index.htm

平成 29 年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の公募を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の公募を開始しました。

※本事業は、国会での平成 29 年度予算成立が前提となります。

◆事業の目的

本事業は、2 者以上の下請中小企業から構成されるグループが、メンバー相互の経営資源を活用して行う、下請取引の依存状態からの自立化に向けた取組みを支援することで、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的にしています。

◆補助対象者

下請中小企業振興法第 8 条に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けて事業を実施する連携参加者(大企業、協力者を除く)が補助対象者となります。

◆補助対象経費

事業費、販路開拓費、試作・開発費

◆補助率等

補助率: 補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額: 1 件あたり 2,000 万円(交付決定下限額: 100 万円)

◆公募期間

受付開始: 平成 29 年 1 月 26 日(木)

第一次締切: 平成 29 年 3 月 2 日(木)17:00 必着

第二次締切: 平成 29 年 5 月 31 日(水)17:00 必着

◆公募資料

公募資料等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20170126/index.htm>

◆参考

下請中小企業振興法の計画認定については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/131226shitauke.htm>

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご利用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご利用ください。

農林水産 輸出相談 検索

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業

等



ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報

等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138（直通）

「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシー^{ドゥ}）」の活用について

（北海道）

道では、道産加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo）」を平成 25 年 4 月 1 日からスタートさせました。

ヘルシーDoは、消費者の健康志向の高まりを捉えた、道産食品の付加価値向上と販路拡大につながる制度です。企業の皆様には、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

《制度の概要》

- ◆認定要件 ・北海道で製造された加工食品であること
・加工食品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること
- ◆認定基準 ・加工食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために行われた「ヒトを被験者とした食の臨床試験」の結果に基づき論文（同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文）が作成されていることなど
- ◆認定審査 ・論文等について、道が、委員会を設置し、学識経験者の意見を聞いて審査
- ◆申請受付 ・年 2 回（5 月、11 月）
- ◆表 示 ・認定品は商品パッケージに以下を表示

＜認定文言＞

この商品に含まれる＜成分名＞については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

【認定マーク】



【ロゴマーク】



《累計認定数》

- ◆41 社 78 品目（平成 29 年 3 月現在）

《その他》

- ◆ヘルシーDo認定品は認定前と比較し約 30%売上額が増加しています。中には、3 倍、4 倍に増えた事例もあります。（道の平成 27 年度調査実施の結果）
- ◆道では、ヘルシーDo認定品を広く紹介するため、さまざまな取組を行っています。
 - ・ヘルシーDoフェア（平成 28 年度は 2 月までに、「北海道どさんこプラザ札幌店」などで 8 回開催）
 - ・「健康博覧会 2017」（2 月 15 日～2 月 17 日、東京ビッグサイトで開催される国内最大級の健康関連の展示会）に『北海道ヘルシーDoゾーン』を展開し、認定企業とともにヘルシーDoをアピール など

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ
北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 TEL:011-204-5226

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけます。

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定 中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の 認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等	
	防災・減災 貸付	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等	
耐震改修 対 策		要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の創業者向け融資制度【新規】（北海道）

北海道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、これから道内で事業を開始したい方や、事業開始後5年未満である方などを支援するため、創業者向けの融資制度をご用意しています。ぜひご利用ください。

◎創業前でも申込みできます！

◎据置期間を最長2年まで設定できます！

◆制度概要

資金名	創業貸付	
融資対象	(1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内(産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業(以下「認定特定創業支援事業」という。)により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに事業を開始するあるいは2か月以内(認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (3)事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの	
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	3,000万円以内 かつ、融資対象(1)のうち信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 3年以内 年1.2% 5年以内 年1.4% 7年以内 年1.6% 10年以内 年1.8%	【変動金利】 年1.2% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによります。 ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業関連保証、支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については無担保無保証人(北海道人は原則代表者を保証人)とします。	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で
短期資金（融資期間1年以内）が使えます（北海道）**

北海道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◎金融機関へ直接申し込むことができます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
	小口	
融資対象	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の小規模企業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が1,250万円未満であるもの)
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000万円以内	1,250万円以内
融資期間	1年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.4%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度で借換ができます（北海道）

道の融資制度（中小企業総合振興資金）では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えます！

◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます！

・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】

・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】

・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】

※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

◆借換えに活用できる貸付制度

貸付名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
経営力強化貸付	経営改善計画の策定を行う方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.1~1.3 変動:1.1
再生支援貸付	北海道中小企業再生支援協議会などの支援により経営再建を図る方		10年(2年)以内	金融機関所定の利率
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定:1.2~1.8 変動:1.2
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		固定:1.1~1.3 変動:1.1
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方			
災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内		
一般貸付	中小企業者等の方	8,000万円以内	10年(1年)以内	固定:1.6~2.2 変動:1.6
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービスは5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年	固定:1.4~2.0 変動:1.4
小口	小口零細企業保証の対象となる方	1,250万円以内	(1年)以内	

※各貸付制度の詳細な融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内 (北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です◎

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合) ※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

生涯現役起業支援助成金のご案内（北海道労働局）

中高年齢者等が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）を雇い入れることに伴う雇用機会の創出について助成を行うものです。

◆制度概要

中高年齢者の方が起業（起業日の年齢が40歳以上）するにあたって、中高年齢者を雇入れた場合（60歳以上の方を2名以上、または40歳以上の方を3名以上）、募集や教育訓練など、雇用創出措置に関する費用の一部を助成します。

雇用創出措置とは・・・

対象労働者（※1）の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。（※1：計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇い入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇い入れられた人（雇入れ日時時点の年齢が40歳以上の人に限る））

◆支給額と助成対象費用について

起業者（※2）の区分に応じて、計画期間内（12か月以内）に行った雇用創出措置に要した費用に、以下の助成率をかけた額を支給します。（※2：法人の場合は法人の代表者、個人事業の場合は個人事業主）

起業者の区分	助成率	助成額の上限（※3）
起業者が60歳以上の場合	2/3	200万円
起業者が40～59歳の場合	1/2	150万円

（※3：助成対象となる費用（下記参照）ごとに助成額の上限があり、その合計額となります。）

【助成対象となる費用】

募集・採用に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間有料職業紹介事業の利用料 ▶ 求人情報掲載費用 ▶ 募集・採用パンフレットなどの作成費用 ▶ 就職説明会の実施に関する費用 ▶ 採用担当者が募集・採用活動を行うために要する費用（交通費・宿泊費） ▶ 対象労働者が求職活動を行っていた際に事業主が負担した費用（交通費・宿泊費） ▶ 対象労働者が移転した際に事業主が負担した費用（引越費用、交通費・宿泊費） ▶ 就業規則の策定費用、職業適性検査の実施費用、雇用管理制度の導入費用 ▶ 職場見学・体験（インターンシップ）の実施費用（募集に要する費用、参加者に支払った交通費・宿泊費）
教育訓練に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象労働者が従事する職務に必要な知識または技能を習得させるための教育訓練、資格取得、講習に要する費用

◆助成対象とならない費用があるなど、詳細な支給要件がありますので、活用を検討される際は、北海道労働局または最寄りのハローワークにご相談ください。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-2294

◆厚生労働省北海道労働局ホームページ

http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/joseikin.html

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内

(北海道)

北海道では、地域の企業を対象に、就業環境の整備や労働生産性の向上に向けた包括的な支援などについて、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。
是非、お気軽にご相談ください。

◆「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方」に関する企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが無料で受けられます。

■ 社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、無料で相談窓口が利用できます。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌市内)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、労働問題や労働環境の整備などの労働面のアドバイスと生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる対応窓口(無料)を設置しています。

■ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で毎月開催！

センターから離れている地域の皆さんには、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において、毎月1回開催する出張相談会をご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)

■ 「働き方改革アドバイザー」があなたの会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接あなたの企業を訪問し、実態に即した適切な助言・指導を行います。
(常時雇用する従業員が300人以下の道内に事業所を有する企業等を対象に、1法人につき2回まで訪問します。)

◆「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのかわかりたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 制度を導入する際に助成制度を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのかわかりたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

◆ご利用方法

相談希望の方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。
また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内

TEL:0120-495-595(専用電話)

Email:hatarakikatasien@doginsoken.jp

FAX:011-206-1498

URL:http://www.lilac.co.jp/hataraki

午前9時～午後5時(土日祝日を除く)





中小企業
大学校

旭川校

中小企業大学校旭川校 4月～5月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～

【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。

今回は、平成29年4月～5月に開講する、研修講座の情報をご案内します。

カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。

お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

【CPDS 認証講座(21ユニット取得可)】

No.1 建設業のための現場管理者養成講座

建設業特有の課題に対応するための現場リーダー研修

建設業の現場を想定した、関係者を調整して円滑な現場運営を実現するうえで必要となるリーダーシップと、建設業の現場で発生するさまざまな問題を解決できる力を身につけることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 建設業の現場を想定した、業界特化型のリーダー研修です。
2. リーダーシップ、コミュニケーション、問題解決といった、現場リーダーに必須のスキルを学びます。
3. CPDS 認証講座(21ユニット)となっております。

◆実施期間 4月11日(火)～13日(木)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者・新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 北海道ジョブパートナー代表 西條 永里子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100008.html>

No.2 経営に活かす財務講座・決算書の見方編

経験がない人でも身につく！決算書を読み取る力

財務や経理部門の経験の少ない方を対象に財務諸表の仕組み・見方について基本から学び、日々の業務に活かせる財務の基本知識を習得します。

◆この研修のポイント

1. 経理・財務に関する経験がない方にも、分かりやすく説明します。
2. 決算書のしくみを図解で分かりやすく学びます。
3. 自社の決算書を使用することで、研修の中で自社の財務分析が出来るので、業務と財務のつながりをイメージしながら学べます。

◆実施期間 4月18日(火)～20日(木)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者・新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 中小企業診断士 三浦 淳一氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100009.html>

No.3 事例で学ぶ5Sと目で見える管理

現場が支える中小企業のための、現場改善の取り組み方

生産現場のムリ・ムダ・ムラを発見し、整理・整頓・清潔・清掃・躰(5S)と見える化を実現する手順を学び、自社の現場改善と改善活動定着手法を習得します。

◆この研修のポイント

1. 自社内に5S活動を展開して、整った職場を実現することができます。
2. 全社的にムダのない清潔な職場を実現し、企業イメージ・信頼性の向上と収益性アップが期待できます。製造業のみならず、小売業や、介護事業など、労働集約型産業には特に効果が上がります！
3. 職場の現状を目で見える管理に表現できるようになり、職場のムリ・ムラ・ムダを発見できるようになります。

◆実施期間 4月25日(火)～28日(金)

◆研修時間 27時間

◆対象者 管理者・新任管理者(候補者)

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 高田 忠直氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100010.html>

No.4 管理者養成講座・基本編

「できる管理者」を目指して、マネジメントの基本を身につける

企業が経営戦略を進めていく上で、管理者・リーダーに求められる知識を基本から学ぶとともに、管理者・リーダーに期待される役割・能力について演習を通じて理解を深めます。

◆この研修のポイント

1. 新任管理者・リーダーやその候補者に、最適の研修です。
2. 管理者に求められる幅広い知識を学び、明日からの業務に活かすことができます。
3. 受講者からは、「とてもわかりやすい」、「集中して取り組むことが出来た」、「早速実践してみたい」、と好評の研修です。

◆実施期間 5月9日(火)～12日(金)

◆研修時間 27時間

◆対象者 新任管理者(候補者)

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 インテレッジ 代表 中小企業診断士 高橋 正也氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100011.html>

No.5 人事・労務管理の実務

社員の採用・定着と労務トラブルの未然防止のために

社員の採用から教育までを円滑かつ効果的に進めるための人事管理の知識と、労務トラブルのリスクを抑えるとともに万が一のトラブル発生にも的確に対処するための労務管理の知識を学び、社員が生き活きと活躍する職場づくりに役立てることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 採用から教育までを円滑にするポイントと、日々の労務管理に必要な考え方を身につけます。
2. 就業規則と労働契約が大切な理由がこれで分かります。
3. 労務トラブルの種を早期に見つけ、トラブル発生を未然に防ぐための視点を理解します。

◆実施期間 5月16日(火)～18日(木)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 越膳恵子社会保険労務士事務所 所長 特定社会保険労務士 越膳 恵子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100012.html>

No.6 新規開拓のための営業力強化

潜在顧客へのアプローチと的確なクロージング

顧客接点を見つめ直すとともに、これまで発掘できていなかった潜在顧客にアプローチするための手法や、環境の変化に対応した効率的な新規顧客開拓の手法を学ぶとともに、実際の営業現場で活用できるようになることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 売り上げ拡大に取り組もうとしている方に最適の研修講座です。
2. これまで見えていなかった見込み客(潜在顧客)にアプローチする手法を学びます。
3. クレーム対応のスキルも磨くことができます。

◆実施期間 5月23日(火)～25日(木)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 中小企業診断士・1級販売士 金城 順之介氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100013.html>

No.7 組織力を高めるコミュニケーション講座・春

具体的な場面を想定した演習を通じて、実践的なコミュニケーション能力の向上を図ります。

◆この研修のポイント

1. コミュニケーション能力を向上させるポイントを掴みたい方に最適な講座です。
2. ロールプレイング(役割演習)を通じて、コミュニケーションのポイントを実感をともなって学ぶことができます。
3. 受講者からは、「社内で活かしたい」「面白く集中できた」「機会があればまた参加したい」と評判の研修です。

◆実施期間 5月29日(月)～31日(水)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 SDS ネットワーク 代表 渡辺 章二氏

株式会社キャラウィット 代表取締役 中小企業診断士 上岡 実弥子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100014.html>

No.8 組織力を高める職場問題の解決力強化

問題発見・解決に関する知識と手法を学ぶとともに、演習を通じて、職場に潜む小さな問題から組織的な対応が必要となる大きな問題に至るまでを解決する能力の向上を図ります。

◆この研修のポイント

1. 職場の問題解決に応用できる数々の手法を学ぶことができます。
2. 問題発生を未然に防ぐための対応力にもつながります。
3. 「問題がない」と考えることが問題であり、問題発見・問題解決力の強化はあらゆる企業に共通の課題と言えます。

◆実施期間 5月31日(水)～6月2日(金)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 SDS ネットワーク 代表 渡辺 章二氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100015.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校の
平成29年度の訓練生を追加募集しています！

(北海道)

専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っています。
募集している訓練科目及び人員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

また、各高等技術専門学院(全道8学院)等のホームページが開設されていますので、次のアドレスより、科目等の詳細について、参考にすることができます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>

◆ 入校選考日程等

施設 (選考区分)	学 院	障害者校
	一般選考(追加)	一般選考(随時)
出願期間	学院、科目により異なりますので、 各学院にお問い合わせください。 (平成29年4月上旬頃まで予定)	平成29年1月30日(月) ～平成29年4月10日(月)
試験日	学院が指定する日	① 3月1日(水)、②3月22日(水)、③4月13日(木)
受験資格	高校を卒業した方若しくは、これと同等以上の学力を有すると認められた方 (平成29年3月卒業見込みを含む) ただし、障害者校の短期課程の総合実務科は、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方	
試験内容	学力試験(国語、数学)、面接試験	

◆ 道立高等技術専門学院、北海道障害者職業能力開発校

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356-1	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0083	室蘭市東町3丁目1-11	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6-10	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774

能力開発セミナー（4-6月開講予定）のご案内（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

4-6月開講

技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	消防設備科①	消防設備	札幌市		○	○		H29.6.21	H29.6.23	3	18	20
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木工科	施工法(建具製作)	旭川市	○		○		H29.6.10	H29.6.11	2	14	10
	木工科(1級・2級 コース)	施工法(家具製作)	旭川市	○		○		H29.6.17	H29.6.18	2	14	15
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	介護サービス科 (Ⅰ)	介護支援	枝幸町		○		○	H29.6.27	H29.7.27	10	20	10
	介護サービス科 (Ⅱ)	介護支援	稚内市		○		○	H29.6.29	H29.8.1	10	30	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	1級建築科Ⅰ	施工管理技士学科受験対策	北見市	○			○	H29.4.20	H29.6.1	15	30	10
	1級管工事科	施工管理技士受験対策	網走市		○		○	H29.6.12	H29.8.3	15	30	10
	パソコン基礎科Ⅰ	ワード基礎・応用	遠軽町		○		○	H29.6.15	H29.7.6	10	30	15
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	ワード基礎	室蘭市	○			○	H29.5.22	H29.6.9	15	30	15
	OA事務科	エクセル基礎	室蘭市	○			○	H29.6.26	H29.7.14	15	30	15
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	電気工事科	第二種電気工事士学科講習	苫小牧市	○		○		H29.5.9	H29.5.30	7	49	10
	自動車整備科	整備技術習得講習	苫小牧市		○		○	H29.6.12	H29.9.8	47	141	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	OA事務科	エクセル応用	帯広市	○			○	H29.6.1	H29.6.29	7	14	20
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	観光ビジネス科	中国語講座	釧路市		○		○	H29.6.上旬	H29.8.上旬	15	30	20
北海道障害者 職業能力開発校 0125-52-2774	コミュニケーション技術科	コミュニケーションスキルアップ	札幌市		○		○	H29.6.6	H29.6.23	6	12	10
	OAビジネス科	オフィスソフト実用	旭川市		○		○	H29.6.13	H29.7.14	10	20	10
	OAビジネス科	オフィスソフト実用	札幌市		○		○	H29.6.27	H29.8.1	10	20	10

「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について

(北海道労働局・北海道・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員のより高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

- 職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

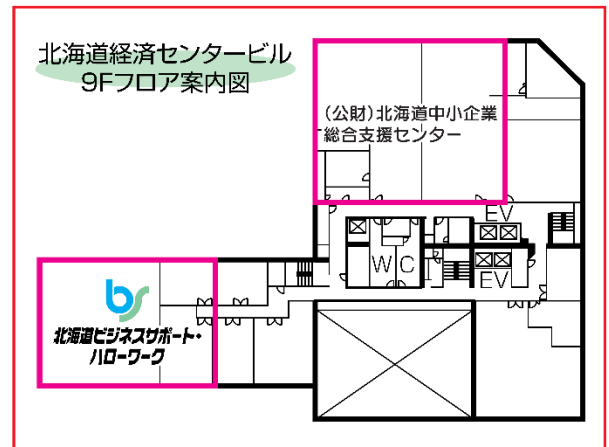
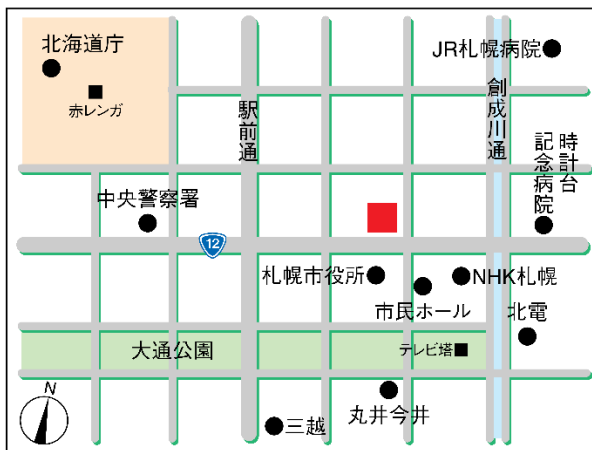
- 助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

- ◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



IT 導入で商売繁盛！「プラス IT フェア」を開催します

～ 札幌は 4 月 28 日開催 ～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省中小企業庁、北海道経済産業局では、中小企業・小規模事業者の IT の利活用を推進するための「プラス IT フェア」を全国 10 箇所で開催します。

会場では、IT を利活用して稼いでいる中小企業者への有識者によるインタビュー、最新 IT ツールの展示会、IT の専門家による相談会等を実施します。

◆開催概要（札幌会場）

【日時】平成 29 年 4 月 28 日(金)11:00～18:00

【場所】TKP 札幌カンファレンスセンター

（札幌市中央区北 3 条西 3 丁目 1-6 札幌小暮ビル）

◆プログラム

- ◇商売繁盛ディスカッション
- ◇業種別導入体験インタビュー
- ◇よく解る目的別ツール紹介
- ◇IT 導入補助金説明会
- ◇IT ツール展示会
- ◇IT ツール・経営相談会

詳細は以下をご覧ください。

IT 導入で商売繁盛！プラス IT フェア(公式ウェブサイト)

【URL】<http://www.it-fair.jp/>

◆申込方法等

事前申込み不要、入場無料

HOPの成果報告と今後の運営体制について

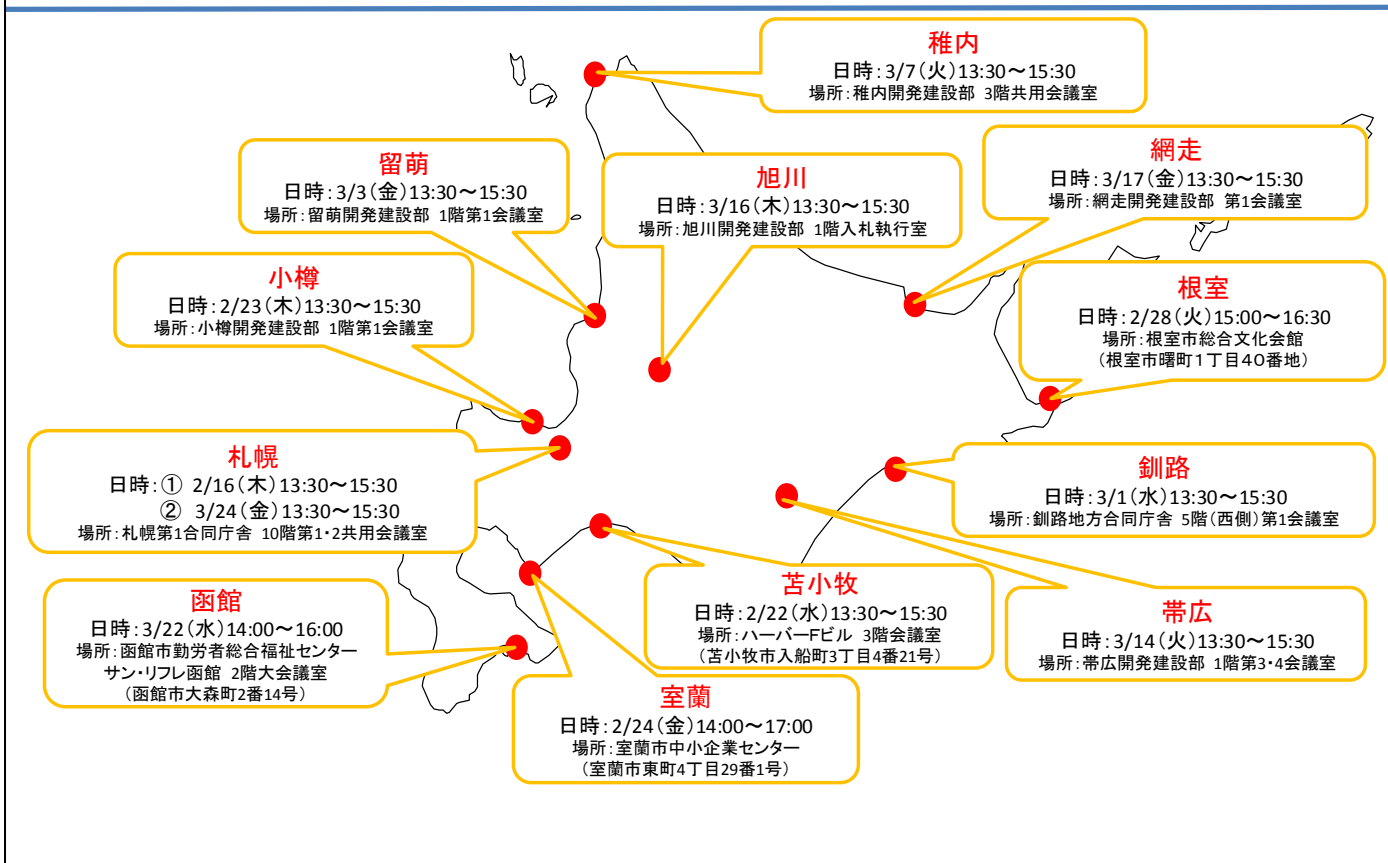
～2月16日札幌開催を皮切りに道内12カ所でHOPの成果等に関する説明会を開催します～
(北海道開発局)

北海道産品の輸出拡大を図るため、平成25年9月に「北海道国際輸送プラットフォーム(HOP)推進協議会」〔事務局：北海道開発局、北海道庁、札幌大学〕が設立され、輸出手続きの代行及び小口冷凍・冷蔵輸送し、初心者でも簡単に輸出が行える「HOP1サービス」や外国人観光客向けの宅配サービス「海外おみやげ宅配便」を始め、商談会の開催、海外アンテナショップへの出品等、様々な取組を実施して参りました。

予定していましたHOPの5カ年事業が今年度で終了し、平成29年4月からは、協議会に参加していた民間企業が中心となり、海外とのマッチング機能を強化した一般社団法人北海道国際流通機構(仮称)が新設され、自治体及び道内企業とも連携して更なる輸出拡大を図ることとされています。

つきましては、下記のとおり全道12カ所で説明会を開催しますので、ご興味のある方は参加いただきますようお願い申し上げます。

HOPの成果等に関する説明会 開催日時 (北海道全体で12箇所)



◆申込方法 : 北海道開発局ホームページに各会場の申込書を掲載しておりますので、ご確認ください。

<ホームページのURL> http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/setumeikai.html

◆照会先 : 北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 調査係 <担当:黒川、藪田>
TEL : 011-709-2311(内線5617)

東京オリンピック・パラリンピック等を契機とする受注機会拡大に役立つサイトのご案内 (北海道)

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック（以下、「東京2020大会」）の開催を契機として、中長期的に様々なビジネスチャンスが見込まれることから、東京都及び都内の中小企業支援機関では、こうしたチャンスを都内の中小企業はもとより、日本全国の中小企業に波及させ、その優れた技術・製品等を世界に発信するため、「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」を立ち上げています。

同協議会では、東京2020大会等を契機とする官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」の運営を開始しており、ユーザー登録を受け付けていますので、ご案内します。

また、この度、この「ビジネスチャンス・ナビ2020」が、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の入札手続きに活用されることになりました。

平成29年4月以降（予定）、組織委員会の入札手続きは原則として「ビジネスチャンス・ナビ2020」を活用することになり、組織委員会の入札に参加するためには、「ビジネスチャンス・ナビ2020」への事前登録（無料）が必要になるとのことですので、併せてご案内します。

◆情報ポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」の概要

- ・東京2020大会等を契機とする中長期的な中小企業等の受注機会拡大を支援
- ・官民の入札・調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイト
- ・サイトを通じて新規取引先の開拓が可能
- ・全国の中小企業等が利用可能

「ビジネスチャンス・ナビ2020」URL

<https://www.sekai2020.tokyo/bcn/>

◆組織委員会の東京2020大会に向けた調達物品について

（想定される発注案件例）

《組織委員会作成資料で「調達の対象」として記載されているもの》

- ・各競技会場で使用する仮設設備（テント、座席、フェンス他）、機器、備品、サービス
- ・輸送・物流で使用する機器、備品、サービス
- ・各競技で使用する設備、機器、備品、サービス
- ・放送関連施設で使用する機器、備品、サービス
- ・選手村で使用する設備、機器、備品、サービス
- ・セレモニー（開閉会式・聖火リレー・表彰式他）で使用する機器、備品、サービス
- ・警備やテクノロジーサービスに関する機器、備品、サービス
- ・東京2020の各オフィスで使用する機器、備品、サービス

※上記には、大会パートナーから供給される設備、備品、サービス等も含まれています。

参考 URL

「東京2020 組織委員会における調達について」

（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

<https://tokyo2020.jp/jp/organising-committee/procurement/guide/>

「東京2020 公認プログラム「ビジネスチャンス・ナビ2020」東京2020 組織委員会の入札
手続きにおける活用が決定！！」（東京都庁）

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2016/12/13/02.html>

◆問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ

（TEL 011-204-5331）

平成 29 年度「地熱発電に対する理解促進事業費補助金」の公募を開始しました

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年度「地熱発電に対する理解促進事業費補助金」の公募を 3 月 15 日(水)から開始しました。

※本事業は、国会での平成 29 年度予算成立が前提となります。

◆補助金の概要

本事業は地熱発電の導入を目的とした地熱資源開発の推進を図るため、地方公共団体や地熱資源開発事業者等が地域住民への地熱資源開発に対する理解を促進することを目的として行う事業を支援するものです。

◆補助率・補助額限度額

<勉強会等事業(※1)>

【補助率】 10/10 【補助限度額】 50,000 千円

<地熱利活用事業(5,000kW 未満)(※2)>

【補助率】 1/2 【補助限度額】 50,000 千円

<温泉影響調査等事業(※3)>

【補助率】 10/10 【補助限度額】 100,000 千円

(※1)出力 100kW 以上を念頭に地熱資源開発を進めている地点が対象。

(※2)出力 100kW 以上を念頭に地熱資源開発を進めている地点であって、探査段階以降にある地点が対象。

(※3)出力 5,000kW 以上を念頭に地熱資源開発を進めている又は既設発電所の出力を 5,000kW 以上に増強等するための追加掘削を行っている地点が対象。

◆公募期間

平成 29 年 3 月 15 日(水)～4 月 14 日(金)12:00 必着

詳細は以下をご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20170315/index.htm>

◆本補助金の公募説明会を以下のとおり開催します。

【日時】平成 29 年 3 月 23 日(木)13:30～14:30

【場所】北海道経済産業局 第 2 会議室

(札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 4 階)

詳細は以下をご覧ください。

【URL】http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20170315_2/index.htm

「食・観光サービス分野の省エネ事例集」を作成しました

【新規】（北海道経済産業局）

北海道経済産業局では、「食」、「観光サービス」分野に絞り、「省エネバリアとその克服方法」に着目した、「食・観光サービス分野の省エネ事例集」を作成しました。

「省エネに関して専門的な知識が不足であったが、省エネ機器メーカーを巻き込んで省エネに成功した事例」や「従来のやり方を変えることの抵抗があったが、担当者の意思疎通を密にして、お客様に影響のない範囲で省エネに取り組む成果を出した事例」など身近に感じる悩みとその克服方法をまとめています。

◆掲載事例

(株)もりもと

機器メーカー等の専門家を巻き込み省エネを推進

北海道ワイン(株)

エネルギーを見える化し社員参加型の EMS 活動を実践

(株)丸中しれとこ食品

高効率冷凍機を導入し省エネと処理量アップで増収に

春雪さぶーる(株)

省エネニュースや取組結果の掲示等で職場内の省エネ意識を向上

帯广大正(農協)

照明の LED 化で馬鈴薯の緑化を防ぎ経費も削減

(株)萬世閣

高温の温泉熱を多段階で回収し高効率の熱回収を実現

鶴雅リゾート(株)((株)網走北天の丘)

熱回収を効率的に行い空調、温泉で利用して重油使用量を削減

(株)アンビックス(札幌北広島クラッセホテル)

ESCO 事業の導入により空調設備等を最適にコントロール

(株)釧路河畔開発公社(釧路フィッシャーマンズワーフ MOO)

無料省エネ診断で提案された事項を計画的に実践し大幅な省エネ

東武緑地(株)(ゆにガーデン)

初期投資ゼロの“レンタル”で設備導入し大幅な省エネ

苫小牧緑化開発(株)(ブルックスカントリークラブ)

前年の活動をベースにスタッフ全員で省エネ活動を継続

◆入手方法

本事例集は、当局ウェブサイトからの「PDF 版ダウンロード」のほか、当局エネルギー対策課で「冊子を無料で配付」しています。詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20170303/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

TEL:011-709-2311(内線 2635,2636)／E-mail:hokkaido-energy@meti.go.jp

「地域団体商標事例集 2017」を発刊しました
 ～ 道内 28 件、全国 598 件の地域ブランドを掲載 ～

【新規】（北海道経済産業局）

本書は、平成 28 年 12 月までに登録された、道内 28 件を含む全国 598 件の地域団体商標の特徴やその活用事例、また地域団体商標制度 10 年の歩み、各種支援策、商標権更新のお知らせ等を掲載しています。

北海道からは、「十勝ナイタイ和牛」(上士幌町農業協同組合)を新たに掲載したほか、活用事例として「びらとりトマト」(びらとり農業協同組合)のブランド化の取組を紹介しています。

※「地域団体商標制度」とは、地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的に、「地域の名称+商品(役務)の名称」からなる商標について、特定の要件を満たした場合に登録することを認める制度(平成 18 年 4 月に創設)

◆北海道内の地域団体商標登録 28 件（登録順）

◇十勝川西長いも	◇鷗川ししゃも	◇豊浦いちご	◇はぼまい昆布しょうゆ
◇大正マークイン	◇大正長いも	◇大正だいこん	◇苫小牧産ほっき貝
◇幌加内そば	◇虎杖浜たらこ	◇ほべつメロン	◇十勝川温泉
◇大黒さんま	◇めむろごぼう	◇めむろマークイン	◇十勝和牛
◇北海道味噌	◇東川米	◇びらとりトマト	◇十勝若牛
◇いけだ牛	◇釧路ししゃも	◇大雪旭岳源水	◇北海道米
◇ようてい男しゃく	◇ようていメロン	◇勇知いも	◇十勝ナイタイ和牛

◆全国の登録件数ランキング

1 位	京都府	62 件
2 位	兵庫県	35 件
3 位	岐阜県	29 件
4 位	北海道	28 件
	石川県	28 件
5 位	静岡県	21 件

◆入手方法

本事例集は、「PDF 版ダウンロード」のほか、当局特許室で「冊子を無料で配付」しています。詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20170306/index.htm>

◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室
 TEL:011-709-2311(内線 2586)

E-mail:hokkaido-tokkyo@meti.go.jp

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか
～「公共施設見学ツアー」を催行していただける旅行会社を募集しています～

（北海道開発局）

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、観光産業の振興や地域の活性化を目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」に取り組んでいます。現在、平成 29 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。「公共施設見学ツアー」の実施について、是非ご検討ください。

◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品（ツアー）を企画してください。
 施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、施設によっては、普段は公開していないエリアにご案内しています。（無償）

◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧いただき、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設〈川の博物館〉（石狩市）、千歳川遊水地群〈舞鶴遊水地〉（長沼町）、滝川地区地域防災施設〈川の科学館〉（滝川市）、砂川遊水地（砂川市）、樽前山砂防施設（苫小牧市）、夕張シューパロダム（夕張市）、漁川ダム（恵庭市）、定山溪ダム（札幌市）、豊平峡ダム（札幌市）、滝里ダム（芦別市）、国道 37 号白鳥大橋（室蘭市）、小樽港〈みなとの資料コーナー〉（小樽市）、苫小牧港（苫小牧市及び厚真町）、北海幹線用水路関連施設群（赤平市ほか）、石狩川頭首工関連施設群（月形町ほか）、古平漁港衛生管理型施設（古平町）

《道南地区》

美利河ダム（今金町）、国道 5 号赤松街道（七飯町）、函館漁港船入潤防波堤（函館市）

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池（美瑛町）、金山ダム（南富良野町）、大雪ダム（上川町）、忠別ダム（東川町）、岩尾内ダム（士別市）、留萌ダム（留萌市）、国道 40 号旭橋（旭川市）、稚内港〈北防波堤ドームなど〉（稚内市）、富良野盆地地区（中富良野町）、仙法志漁港衛生管理型施設（利尻町）、苫前漁港衛生管理型施設（苫前町）

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区（標茶町）、千代田新水路（幕別町）、十勝ダム（新得町）、札内川ダム（中札内村）、鹿ノ子ダム（置戸町）、国道 273 号三国峠（上士幌町）、国道 334 号知床横断道路（羅臼町・斜里町）、釧路港〈国際バルク戦略港湾〉（釧路市）、網走港〈帽子岩ケーソンドックなど〉（網走市）、羅臼漁港衛生管理型施設（羅臼町）

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/shisetsukengaku/minasama02.html>

◆問い合わせ先 平成 29 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【 公共施設見学ツアー例：国道 37 号白鳥大橋（室蘭市） 】



〈白鳥大橋全景〉



〈主塔からの眺め〉



〈主塔中間部の見学〉



〈ケーブル施設の見学〉

**「空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業費補助金」の
募集について【新規】（北海道）**

道では、人口減少社会を視野に入れた地域商業の活性化に向け、コミュニティビジネス創出に向けた検討とともに、空き店舗を活用したコミュニティ拠点づくりの取組を支援するため、平成29年度第1次募集を次のとおり行っています。

◆対象者

- 1 市町村
 - 2 商工団体等
 - 3 民間事業者
 - 4 商工団体等、商業者、住民、福祉団体、市町村等で構成する任意組織
- ※移住者の方や「生涯活躍のまち」に取り組む法人等を優先して認定します！

◆助成対象事業

- 1 コミュニティビジネス創出検討事業
専門家によるアドバイス、実証実験等のトライアル事業 など
- 2 コミュニティビジネス拠点整備事業
空き店舗の改装、開業に向けた事前周知活動 など

◆補助対象分野

補助対象分野	取組例
高齢者にやさしい安心サービスの提供	・高齢者サロンによる食事の提供や車いす貸し出し ・買い物代行、配食サービス ・医療機関と連携した健康講座の実施 等
コミュニティ機能強化	・地域資源を活用した特産品の販売や地元農産物を扱うアンテナショップの設置 ・地域住民の暮らしに対応する安心安全窓口の設置 ・託児サービス、子育てカフェの設置 等
多様な主体との連携	・地元主婦など「ワンデイシェフ」による日替わりレストランの設置 ・大学と連携したチャレンジショップの設置 ・障がい者による特産品開発や販売 等
その他	・上記以外の地域課題の解決に向けた取組（不足業種の誘致・出店等） 等

◆募集期間

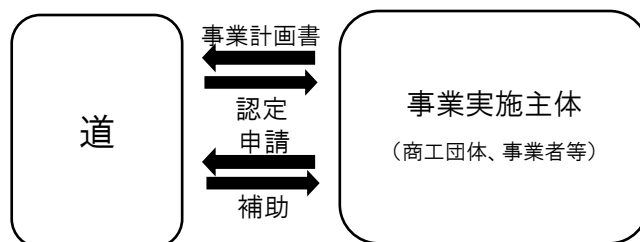
平成29年4月3日(月)～平成29年5月12日(金)

◆補助率及び補助限度額

- 補助率：1/2以内
- 1 コミュニティビジネス創出検討事業：50万円
 - 2 コミュニティビジネス拠点整備事業：100万円

◆事業スキーム

事業計画書に必要事項を記入の上、各(総合)振興局に提出します。
事業効果等の審査を実施し、事業として適当と認められる事業計画の認定を行った後、(総合)振興局から交付申請を受けて、助成対象事業及び助成金額を決定します。



◆応募方法

認定を受けるには、「事業計画書」(別紙1(第1号様式関連))を添付のうえ、知事へ「空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業補助事業認定申請書」(第1号様式)を提出し、審査を受ける必要があります。

- 申請書類等各種様式は下記に記載している道ホームページより入手できます。
- 申請書類は紙で正副1部を(総合)振興局に提出してください。

【申請書等提出先】

所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課
※詳細については、道ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/akitenpo-CB.htm>

お問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 商業グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5341

FAX 011-232-8127